資料3

久喜市健康福祉推進委員会について

1　久喜市健康福祉推進委員会とは

久喜市健康福祉推進委員会は、久喜市総合福祉条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法の規定に基づき設置された久喜市の附属機関

【活動内容】

①市長の諮問に応じ、総合計画（注：地域福祉計画・地域福祉活動計画）に関する事項について調査審議すること

②健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること

2　委員の任期

令和6年11月1日から令和8年10月31日まで（2年間）

3　委員報酬

6,000円／日

※所得税額を除いた額をご指定の口座に振り込ませていただきます。

4　委員の構成

10名で構成

（内訳：公募による市民3名、学識経験者7名）